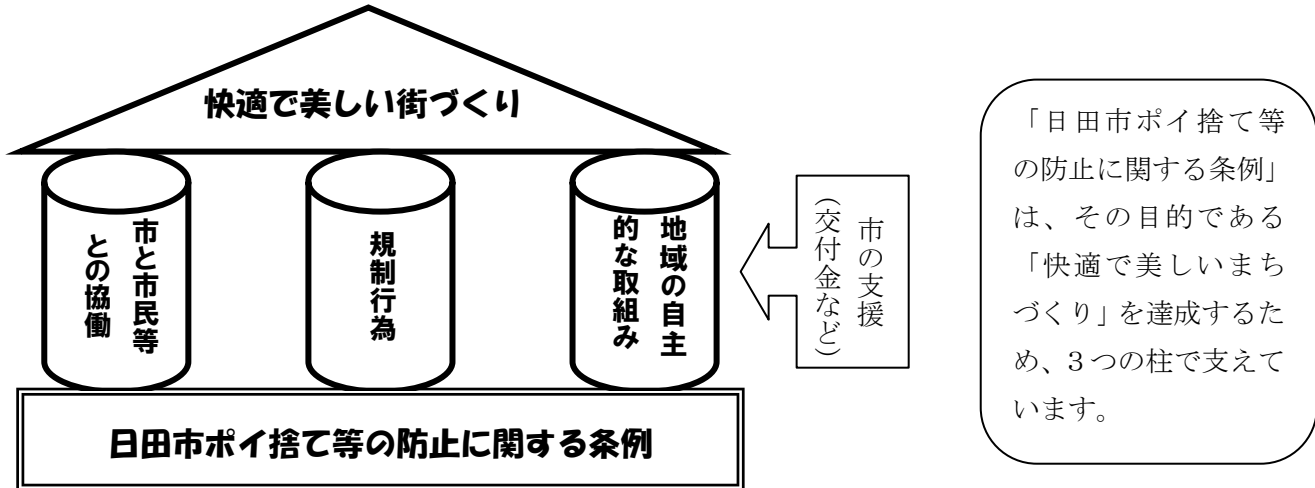


「日田市ポイ捨て等の防止に関する条例」について

～はじめに～

平成21年10月1日より「日田市ポイ捨て等の防止に関する条例」が施行されます。

この条例は、「安全で快適な生活環境の確保」「モラル・マナーの向上」による「快適で美しいまちづくり」を目的とし、制定されました。



ポイント① 市と市民等の協働

市、市民等、事業者の協働により「快適で美しいまちづくり」を目指すため、それぞれの責務を次のように定めています。

- ・市の責務⇒目的を達成するため、ポイ捨てや飼い犬のふんの散乱の防止等の施策の推進や意識の啓発を図り、市民団体等の自主的な活動を支援するよう努めます。(第3条)
- ・市民等の責務⇒屋外において自ら生じさせた、たばこの吸い殻、空き缶等を持ち帰り、回収(第4条)容器等への収納や、屋外で連れている飼い犬のふんの回収に努めます。

また、市民は居住する地域における美化活動に積極的に参加する等、快適で美しいまちづくりの推進に努め、目的達成のため、市が実施する施策に協力しなければなりません。

- ・事業者の責務⇒事業活動を行う地域において、ポイ捨て防止に関して市民等への意識の啓発や(第5条)清掃活動等に努め、目的達成のため、市が実施する施策に協力しなければなりません。

ポイント② 規制行為

たばこの吸殻や空き缶等のポイ捨て、飼い犬のふんの放置を禁止行為として規制します(第6条、第9条)。

規制の対象となる区域は、公平性や市民意識の観点から、日田市全域を対象としました。

禁止行為を市民の方などが行わないよう、市は啓発活動や条例の周知活動を行って参りますが、禁止行為を発見した場合には、注意等を行い、その場所が、公共の場所の場合には、指導・勧告・命令を行います。また、平成22年4月1日からは、命令に従わない等の悪質な違反者に対しては2万円以下(規則で2千円の予定)の過料の徴収を行います。

条例施行後は、市内を巡回する「ポイ捨て等防止監視員」を配置し、条例の周知・啓発、禁止行為の

監視を行います。監視員は、禁止行為を発見した場合に、条例に基づく指導・勧告、命令、過料の徴収に係る職務を行います。

また条例の目的のに、市民等のモラル・マナーの向上があるため、路上喫煙等については喫煙者のモラル・マナーの向上に努めるとしました（第7条）。「喫煙マナー」とは、次のとおりです。

- ①歩行中又は自転車乗車中を避けて喫煙をする。
- ②吸い殻入れの付近、又は吸い殻入れを使用し喫煙をする。

印刷物等の配布者に対し、その印刷物等が捨てられた場合の回収義務を定めました。

ポイント③ 地域の自主的な取組み

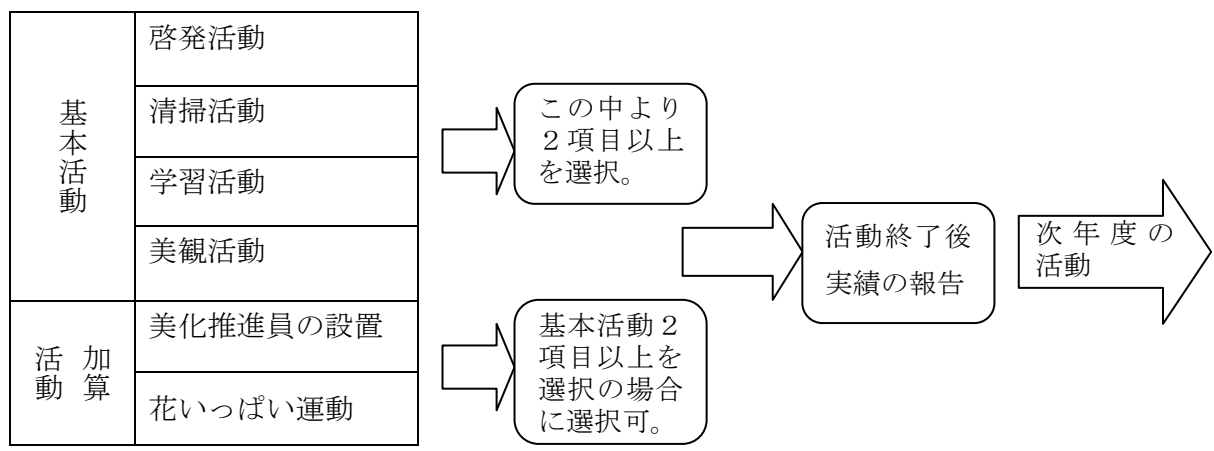
「快適で美しいまちづくり」には、地域の自主性によるモラル・マナーの向上と、美化意識の高揚が欠かせません。皆さんの暮らす地域が「美しいまち」になっていけば、結果的に日田市が「美しいまち」になるはずで。地域、特に自治会の自主的な美化活動を応援するために「モデル地区」制度を作り（第10条）、指定を受けたモデル地区には市が支援をします。

「モデル地区」の指定については次の2通りとし、環境審議会の審議を経て市長が指定をします。

- ①自治会が自主的にモデル地区として申請し、市長が適当と認める区域
- ②美化の推進が特に必要と市長が認める区域

「モデル地区」はその地区内に美化推進員を置くことができます。美化推進員は、モデル地区を含む自治会内を巡回し、禁止行為の違反者や、喫煙マナーが守れていない人に注意をしたり、美化活動等の啓発を行ってまいります。人数や、巡回頻度は自治会が任意に決めることができます。

モデル地区への交付金の仕組み（案）



※交付金は、モデル地区指定後3年度に限る

○ポイ捨て等防止監視員と美化推進員の違い

	注意・指導	指導(第14条)	勧告(第14条)	命令(第15条)	過料(第18条)	職員
ポイ捨て等防止監視員	○	○	○	○	○	○
美化推進員	○	×	×	×	×	×